

## 広島県告示第七百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、豊田郡大崎上島町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、

豊田郡大崎上島町長から届出があつた。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条の規定によつて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成二十一年七月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

別所	大番	別所	大番	大門		原田	大字	上 欄
						大番	字	
有地の全部	一三八〇の一部、一三九四の三の一部、一三九六の二、一三九六の三、一三九七の四及びこれらの区域に介在する道路・水路である町	一三六七の三、一三六八の二の一部、一三七七の一部、一三七九の一部及びこれらの区域に介在する道路である町有地の全部	一三八三の一の一部、一三八三の三、一三八四の二の一部、一三八四の四	一部	一三七四の一部、一三七五の一の一部	二、一三七四の一部、一三七五の一部、一三七五の二、一三七五の三、一三七六の一、一三七六の二、一三七七の一部、一三七九の一部及びこれらの区域に介在する道路である町有地の全部	原田	地
昆砂門			大門				別所	下 欄